社会福祉法人川本町社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人川本町社会福祉協議会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。 常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれるものをいう。
 - (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の 職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わ ない。
 - (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間156,000円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間72,000円以内とする。
- 3 非常勤理事(会長及び副会長)及び監事に対する報酬は、別表1に定める額と する。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会等に出席したときは、旅費規則に基づき交通費等を支給する。
- 3 役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費(宿 泊費を含む)を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤理事(会長及び副会長)及び監事の報酬は、年2回、9月と3月に 支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を 得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものと する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに非常勤理事(会長及び副会長)及び監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 新たに非常勤理事(会長及び副会長)及び監事が退任し、又は解任の場合の報酬額は、前日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法人法第59条に定める報酬等 の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の決議を得なければならない。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に 定めるものとする。

附 則 (平成29年5月29日:規則第15号)

- 1. この規程は、平成29年の定時評議員会の議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2. 社会福祉法人川本社会福祉協議会役員の報酬に関する規程(平成8年規則第2号)は廃止する。

別表1 (非常勤役員等の報酬) (第4条関係)

(1) 非常勤理事

会 長	月額	10,	000円	(年額	120,	000円)
副会長	月額	3,	000円	(年額	36,	000円)

(2) 監事

監事	月額	3,000円	(年額	36,000円)
監事	月額	3,000円	(年額	36,000円)